

令和7年5月7日

市政記者クラブ 様

東 区 区 政 部 市 民 課

担当：河野（934-1130）

（18時00分まで待機します。）

東区役所における戸籍の附票の写しの誤交付について

このたび、東区区政部市民課において、下記のとおり戸籍の附票の写しの誤交付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

- ・令和7年5月2日（金）、司法書士からAさんの戸籍の附票の写し等の請求があり、午後5時頃に交付しました。
- ・同日午後5時20分頃、司法書士から、別人の戸籍の附票の写しが発行されているとの連絡を受け、確認したところ、Aさんと同姓同名のBさんの戸籍の附票の写しを誤交付したことが判明しました。

2 漏えいした個人情報

Bさんの本籍地・氏名・生年月日・性別・現住所・前住所

3 対応

- ・司法書士に経過を説明のうえ謝罪し、Bさんの戸籍の附票の写しを回収し、Aさんの戸籍の附票の写しを交付しました。
- ・Bさんには、謝罪のため訪問するも不在であったため、引き続き訪問するなどし、経緯を説明し謝罪する予定です。

4 原因

- ・職員が、本籍の区名を間違えて氏名検索し、戸籍の附票の写しを作成しました。また、申請書と作成した戸籍の附票の写しの本籍が一致していることの確認を怠りました。
- ・別の職員が交付する際にも、申請書と作成した戸籍の附票の写しの本籍が一致していることの確認を怠りました。

5 再発防止策

- ・申請書と戸籍の附票の写しの本籍が一致していることについて、作成時における確認及び交付時における再確認を徹底します。
- ・職員全員に対して今回の状況の周知を行うとともに、個人情報の取り扱いについて継続的に注意喚起を行うことで再発を防ぎます。